

岩国市監査告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を執行し、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成 30 年 2 月 26 日

岩国市監査委員 氏 木 一 行

岩国市監査委員 山 本 修

岩国市監査委員 河 合 伸 治

1 監査の対象

健康福祉部 社会課、障害者支援課（太陽の家）、こども支援課（家庭児童相談室、各保育園、こども館、わかば・しゅうとう児童館）、健康推進課、保険年金課、介護保険課、高齢者支援課（地域包括支援センター、静風園）、地域医療課（本郷診療所）

2 監査の実施期間

平成 29 年 12 月 7 日から平成 30 年 1 月 16 日まで

3 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 29 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

4 監査の結果

平成 29 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。

健康福祉業務は子どもから高齢者まで広範囲な年齢層が対象となり、生活弱者等への支援や国民健康保険、介護保険など市民の暮らしに直接関わる重要な制度を含み、病院等施設の老朽化や医師、看護師等の不足等、課題も多いと思われるが、常に市民に寄り添った事務の執行に努めていただきたい。

なお、次の事項について改善を要望します。

(1) 特定事項

ア 社会課

指定管理者と基本協定を締結するに当たり、利用者アンケート調査の条文におけるその対象者と実施回数について、双方の認識にそごを生じさせることのないよう記述していただきたい。

イ 高齢者支援課

委託事業については、要綱、業務委託仕様書に「概ね」や「程度」「認められる」といった主観的な表現を用いて曖昧な解釈のもと実施させるのではなく、実施する回数や方法を具体的、簡潔に明示することで、その実績、成果報告書について疑義が生じることのないようにしていただきたい。

(2) 共通事項

医療機関で受診後、本人や保護者等がジェネリック医薬品から新薬への処方を希望することが医療費の増大につながるという恐れがあるため、ジェネリック医薬品についてより一層の周知を図るとともに多くの市民が健康増進に取り組む事業を展開することで医療費抑制に努めていただきたい。